

第 1 5 4 9 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時	平成 2 9 年 4 月 1 9 日
自	1 3 時 3 0 分
至	1 5 時 4 5 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

—開 会—

—公 開—

(承認事項)

- 第1号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について
(総務課)

————— 以上原案のとおり承認

(報告事項)

- 第1号 県立学校長・事務長会議及び市町村教育長会議について (総務課・学校企画課)
- 第2号 平成29年度島根県公立高等学校入学者選抜について (教育指導課)
- 第3号 平成29年度全国学力・学習状況調査について (教育指導課)
- 第4号 平成29年3月県立高校卒業者の就職内定状況(3月末)について (教育指導課)
- 第5号 島根県生徒指導審議会委員の異動について (教育指導課)
- 第6号 平成29年度子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体(個人)文部科学大臣表彰について (教育指導課・社会教育課)
- 第7号 平成29年度特別支援学校高等部において使用する教科用図書の採択結果について (特別支援教育課)
- 第8号 「島根県立学校における医療的ケア実施体制ガイドライン」の策定について (特別支援教育課)
- 第9号 平成29年3月特別支援学校高等部卒業者の進路状況について (特別支援教育課)
- 第10号 島根県スポーツ推進審議会委員の異動について (保健体育課)

————— 以上原案のとおり了承

—非公開—

(議決事項)

- 第1号 平成30年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等について (学校企画課)
- 第2号 平成30年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について (学校企画課)

————— 以上原案のとおり議決

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

鴨木教育長 広江委員 森委員 藤田委員 浦野委員 出雲委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

片寄教育監	全議題
松本教育次長	全議題
小仲参事	公開議題
野口参事	公開議題
村木教育センター所長	公開議題
仁科総務課長	全議題
内田総務課調整監	公開議題
井手教育施設課長	公開議題
門脇教育施設課管理監	公開議題
福間学校企画課長	公開議題、議決第1号～第2号
津森県立学校改革推進室長	公開議題
常松教育指導課長	公開議題
竹下教育指導課管理監	公開議題
村本子ども安全支援室長	公開議題
柿本教育指導課上席調整監	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題
秦健康づくり推進室長	公開議題
前田社会教育課長	公開議題
坂根人権同和教育課長	公開議題
丹羽野文化財課長	公開議題
広江文化財課管理監	公開議題
山根世界遺産室長	公開議題
吉本福利課長	公開議題
山本教育センター教育企画部長	公開議題
堀学校企画課企画幹	議決第1号～第2号
笠柄学校企画課企画人事主事	議決第1号～第2号
中西学校企画課企画幹	議決第1号～第2号
志波学校企画課企画幹	議決第1号～第2号
川上学校企画課企画幹	議決第1号～第2号
村上学校企画課企画人事主事	議決第1号～第2号

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

三浦総務課課長代理	全議題
児玉総務課人事法令グループリーダー	全議題
安食総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

鴨木教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	0 件
	承認事項	1 件
	協議事項	0 件
	報告事項	10 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	2 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	0 件
	その他事項	0 件
署名委員	藤田委員	

(承認事項)

第1号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について（総務課）

○仁科総務課長 承認第1号市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正についてお諮りする。

資料1の1ページをご覧いただきたい。前回3月23日の教育委員会会議において、1. (1) (2)記載のとおり、学級数の増減に伴う管理職手当の指定学校の見直しと、学校の統廃合に伴うへき地学校等の指定見直しに関する同規則の改正について、協議をさせていただいた。

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例第25条により、この規則の改正については、あらかじめ人事委員会と協議することと定められているため、同委員会に協議を行い、3月24日に同意を得たところである。本来であればその後、教育委員会会議で議決をいただいた上で改正すべきところであるが、施行までに教育委員会会議を開催する時間がないことから、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理で改正を行ったので、同条第2項の規定に基づきご報告し承認を求めるものである。

――原案のとおり承認

(報告事項)

第1号 県立学校長・事務長会議及び市町村教育長会議について（総務課・学校企画課）

○仁科総務課長 報告第1号県立学校長・事務長会議及び市町村教育長会議についてご報告する。

資料2の1ページをご覧いただきたい。1. 会議の目的についてである。学校と県・市町村の教育委員会とは教育の大きな方向性について基本認識を共有することが重要であり、また学校と教育委員会は、様々な教育課題について、具体的な取組内容や方法論等に関する検討を積み重ねながら、現場の教育活動に反映させることが大切である。そのため、年度当初に県教育委員会の考える教育の大きな方向性や施策の在り方を示すことにより、現場の教育活動に反映させていく契機とすることを目的としている。

2. 会議の開催については、それぞれ4月25日、4月27日を予定している。これらの会議において、教育長メッセージを配布したいと考えている。次ページ以降に、

県立学校長・事務長会議で配布する教育長メッセージ（案）と、市町村教育長会議で配布する教育長メッセージ（案）と2種類添付している。これは、特別支援教育の推進と教職員の健康管理の部分について、県立学校長・事務長向けと市町村教育長向けとで内容を変えているためである。

○鴨木教育長 教育長メッセージの内容について、ご意見をいただきたい。

○森委員 「島根らしい教育の魅力とは何か」に記載されている内容に、重点をおいていただきたいと思っている。記載されているように、個性と多様性を尊重する教育がこれから特に必要になる。多様な個性のある子ども達を一括で、一つのクラスだから一つにまとめるのではなく、多様性に関する情報を保護者と教職員が共有し、しっかり把握した上で教育を進めなければ、育つものがきちんと育たない。学び残しがあることになってはならないと思う。島根らしい教育を推し進め、学ぶこと、生きることは、社会の中で大切であるということ、今後しっかりと子ども達にも教えていかなければならないと思った。

○浦野委員 私も島根らしい教育のところに強くひかれるものがあり、島根でしかできない地域と学校が一体となった教育を県全体に浸透させていく方針に賛成である。これから変化の激しい社会の中で生きていく子ども達に身に付けてもらいたい力を議論し合いながら、実際に子ども達に伝わるようにしていただきたい。その意味で、このメッセージは大変わかりやすく、現場の先生にも伝わりやすい内容であると思う。

○出雲委員 わかりやすく明確な内容であると思った。このような形で、学校、市町村等へ、県から方向性を示すことは非常によいと思う。今後も継続して、議論の成果など様々なことについて、県から方向性を示していただけたらと思う。また、このようなメッセージを学校や市町村だけでなく、PTAや保護者にも伝えていただきたい。

○藤田委員 私もすばらしい内容であると思う。なお、医療的ケアの必要な児童生徒への対応について、市町村向けのメッセージで触れられていないのは、このたび策定されたガイドラインは県立学校向けであり、小中学校については市町村で取り組むべきことであるからか。

教職員に対する健康管理について、きめ細く記載されている。市町村教育委員会に対しても、「県立学校における調査方法を参考にして」と記載されているため、伝わりやすいメッセージとなっている。教職員の健康管理は、子ども達にとっても必要なことであるので、これが県教育委員会と各市町村教育委員会の懸け橋となり、子ども達や先生方に役立つとよいと感じた。

○鴨木教育長 特別支援教育の推進については、県立学校向けと市町村教育委員会向けでは記載内容が異なる。このたび、県立学校における医療的ケア実施体制ガイドラインを策定したため、県立学校向けにはそのことを強調している。一方、市町村教育長向けには、平成29年度から小中学校における特別支援教育の質的な向上を図るための支援体制を組むことに力点をおいている。ご質問は、このガイドラインが小中学校

に対してどのような影響を及ぼすのかという点であるかと思う。事務局から説明いただきたい。

○佐藤特別支援教育課長 ガイドラインの32ページに小中学校等における医療的ケアについて記載している。本来、この医療的ケアのガイドラインは、県立学校におけるものであり、特別支援学校や高等学校に送付するものだが、インクルーシブ教育システムの構築により、特別支援学校に就学する子ども達が小中学校に入学するケースも増えている。現在、小学校に2名の医療的ケアを必要とする児童がいるため、ここに新たに記載した。このガイドラインを参考にいただき、何か相談があれば特別支援教育課へ連絡いただきたい。また、このガイドラインはホームページにも公開している。

○鴨木教育長 このガイドラインは、県立学校において活用いただく趣旨で策定したものであるが、小中学校にも医療的なケアの必要な児童がおり、今後増えていく可能性もある。その際には、小中学校においてもこのガイドラインを参考にいただきたい。また、市町村教育委員会においては、このガイドラインを参考に、それぞれのガイドラインを別途定めていただくことも期待している。そのような位置付けであるとご理解いただきたい。

○広江委員 このメッセージは配布とあるが、説明はされないのか。

○鴨木教育長 25日の県立学校長・事務長会議は、終日、様々な議題について情報提供や意見交換を行う。時間があまりないため、会議の冒頭でこのメッセージを配布し、私の方から要点を説明する。27日の市町村教育長会議では、このメッセージで触れてある論点について集中的に意見交換を行う。そのため、本日ご了解いただけたら、事前に各市町村教育委員会にこのメッセージを送付し、読み込んでいただいた上で、様々な論点について意見交換を行いたいと考えている。

○広江委員 非常によいことだと思う。以前、県立学校長会議に出席していたので、こちらを中心に話す。当時の会議では、具体的な施策の説明が中心であった。施策を知ることも大事であるが、施策のもとになる基本的な考えがわかるのはよいことである。県立学校長・事務長会議には、学校長や事務長が参加するため、この考えを現場で主体となり具現化するの皆さん方だという強いメッセージも発していただきたい。特に、島根の子ども達が資料2の3ページに記載されている力を身に付けるために、学校はどうあるべきか、学校ごとにどのように具現化していくかは、皆さんの力量にかかっていると行っていただきたいと思う。教職員の健康管理についても、現場でどのようにしていくのか、業務の省力化に関する意見などを遠慮なく出し合い、それを吸い上げる形で進めていくと、校長の立場にあっても分かりやすいしこちらにも報告しやすいと思う。

また、資料2の3ページで「学力調査などを活用して、組織的にPDCAサイクルを回していくこと」とある。高校における学力調査とは、何を意識しているか。各

学校で学力など目標を設定し、それを達成できるサイクルを回してほしいという形になるであろうか。

教職員の健康管理のところでは、多忙と多忙感が併記されているが、多忙と多忙感とは定義が異なるため分けて考えた方がよいと思う。特に、学校現場では多忙感とすると、感情を解消すればよいのかという誤解を生む恐れがある。このメッセージについてというわけではなく、我々も注意して使用したいと思う。

○鴨木教育長 いくつもの論点を提起していただいた。最後は、教職員の健康管理の問題を論じるときに、多忙と多忙感の問題を別の問題として認識をし、対策を講じていく必要があるというご指摘であった。多忙感の問題は、それぞれの学校が抱える課題によって、今何に注力をしなければならないか、それが負担感を伴い多忙感につながっている面があるため、学校ごとに必要な対策を積み上げていくことで有効に機能する面もあるかと思うが、一方で多忙は小学校、中学校、高校、特別支援学校を通じて、我々が任用する約8千名の教職員が、現実に長時間労働を行っており、この勤務実態をいかに緩和していくかが問題である。これは現場の努力だけで解消できる問題ではなく、構造的なアプローチをしなければならないものもある。最も典型的なものは、国の財源措置によって配置できる教職員定数そのものが制約されている問題に対して、どのようなアプローチをするかであるかと思う。容易に解決する答えが見つかりにくい問題ではあるが、この問題から逃げることなく我々としては議論していく必要がある。そして、議論が熟してくれば予算措置などにも結びついていく可能性があり、そうした中で任命権者側でこの多忙の問題に対して挑んでいくことも必要になるかと考える。

○浦野委員 資料2の6ページ「丁寧に子ども達を育むという島根らしい教育は、島根の教職員の熱意とひたむきさ、まじめさによって日々教育の現場で実践されています」という一文にとっても心をひかれた。本当に島根県の教職員の熱意、ひたむきさ、まじめさはすばらしいと思う。このことが文章として表現されていることに、とてもうれしく思い、先生方にとっても優しいメッセージであると感じた。

○鴨木教育長 概して島根の教職員は志が高く、熱心でまじめである。そういう教員が日々一生懸命教育活動に従事している中でも、島根の教育には課題もある。現場は一つ一つ課題を乗り越えていく努力をしなければならないし、学校設置者としての我々も頑張らなければならない。ただ、課題があるから島根の教育はだめであるかのような短絡的な見方は、決して子ども達にとってよいことではない。現場の頑張りを適正に評価をした上で、学校設置者、任命権者である我々と学校現場で力を合わせて教育課題を乗り越えていく、現場の士気が上がるような方向でメッセージを出していくことが大事であると考えている。

また、先ほどの広江委員からのご意見は、身に付けてもらいたい力を育むため、児童生徒がどの程度力を付けているかを客観的なデータに基づいて把握する方法として、

例えば小学校であれば全国学力学習調査や島根県学力状況調査もあるが、高校や特別支援学校においてはどのような方法があり得るだろうかという質問であったと思うが、いかがか。

○常松教育指導課長 高校においては、統一したテストはいわゆる対外的な業者の模試を活用することが多い。そのほか、各学校で定期テストの問題等を利用するなど工夫しながら過年度比較をし、生徒の学力の伸長、課題点の把握に努めている。

○鴨木教育長 問題は、そのようなツールを使いながらも、教科担当だけが把握し、教科担当にとってのPDCAサイクルに留まり、生徒が本物の力を身に付けることにつながりにくい実態があるのではないかということである。我々の考え方は、チーム学校として、学校全体の組織的な取組の中でPDCAサイクルを回していただきたい。高校において学校全体の取組として、客観的なデータをもとにしたPDCAサイクルを回していくためには、具体的にどのようなツールを使えばよいか、我々も現場と一緒に検討し、よいツールよいPDCAサイクルの回し方が見えてくれば、それを積極的に現場へ情報発信していくことが必要ではないかと思われる。高校においては小中学校で実践している意味でのチーム学校としての組織的な取組につながりにくい面があるだろうか。

○常松教育指導課長 高校では小中学校に比べると、先ほどのものさしについて共通する部分が少ないため学校全体の取組として行われていない部分が多いかと思うが、最近はいわゆる主体的対話的な深い学び、アクティブラーニング型の授業を通じて、各教科を越えて情報交換をしながら切磋琢磨していくという動きも少しずつ出ている状況である。

○広江委員 高校現場で望ましい力が付いているかをチェックすることは、難しい面があると思う。例えば、定期テストにおいて、教えたことだけではなく、教えたことからできることを別な形から問う、また校内模試を実施している学校もある。学校により日々の活動や目標も大きく違う中で、チェック体制をどうすればできるのか、まずは自己チェックができる部分もあるのでそこからやっていくことと、また、チーム学校とした時に、高校はまだ弱い面があり、チーム学校とは何かをよく考えなければならないと思う。スポーツのチームで例えると、サッカーであれば流動的に動いている中で、エースがいればそこにボールを集めることもできる。しかし、学校の場合は、野球のようにボールが飛んできたらそのポジションの人がきちんと捕らなければならないし、サインは出せてもバッターがきちんとバントをしなければならない。そういう意味で、学校をチームとした時に、チームを強くしていくためには個人の力を高めることも意識しなければならないと思う。

○鴨木教育長 なかなか議論は尽きないところであるが、このような形で教育長メッセージを各会議で発出するとしてよいか。

○委員一同 はい。

第2号 平成29年度島根県公立高等学校入学者選抜について（教育指導課）

○常松教育指導課長 報告第2号平成29年度島根県公立高等学校入学者選抜についてご報告する。

平成29年度入学者選抜は、制度面において次のような変更点があった。一般選抜における第2志望校制度の廃止、志願変更の実施、全日制高校も含めた第2次募集の実施、松江市内普通高校における通学区外の募集人員の変更などである。こうした制度の変更にあわせて、学力検査問題の出題内容も変更した。これについては、資料3の1ページをご覧いただきたい。主な変更点としては、変化の激しいこれからの社会を生きていくために必要な資質や能力など、幅広い学力を測ることができるようにするため、単に知識や技能を問うのみでなく、思考力・判断力・表現力等を問う問題、また択一式の問題だけでなく記述式・論述式の問題を増やした。次に、国語では、平成15年度より出題していた放送による聞き取り問題を取りやめ、話し方や聞き方、書くことの力を総合的に見る問題を出題した。ねらいは、伝えたい事柄を明確にして書く力、複数の資料を適切に活用しながらまとまりのある文章を構成する力を見るためである。また、各問題の配点を圧縮し、各教科50点の5教科合計250点満点とした。このねらいは、部分点の幅を小さくし、採点基準をより明確にするためである。思考力等を問う問題について昨年度と比較すると、例えば国語では、全配点に対する該当問題の割合が平成28年度は32%であったが、今年度は50%に増やしている。各教科多少の差はあるが、全教科で思考力を問う問題の割合が増えている。

資料3の2ページをご覧いただきたい。学力検査結果の概要についてである。全受検者の得点状況及び受検者の約1割を抽出調査した結果に基づいて分析した各教科の概要である。すべての教科に共通していえることは、基礎的・基本的な事項については、概ね定着している。しかし、出題の意図を的確に読み取り理解する力や、論理的に考えたり、多面的・多角的に考えたりする力、また適切に表現する力にはやや課題がある。

資料3の3ページをご覧いただきたい。過去の平均点や得点状況のデータを掲載している。今年度は出題内容を変更したため、単純に経年比較することはできないと考えている。また、(3)に中学・高校の教員の意識調査結果を記載している。教科によっては、中学と高校で数字の差の大きいところがあるが、これは中学校の教員が検査問題を見ただけで回答しているのに対して、高校の教員は採点した後で回答してい

るためであると考えられる。

資料3の4ページをご覧ください。各教科及び総合の得点分布を載せている。国語以外の教科では平均点が50%を切っており、また昨年度と比較し平均点が下がっている傾向があるが、これは昨年度までと問題の傾向が大きく変わったためと考えている。学力検査の結果については、各教科の問題別正答率や得点分布状況、中学校・高校からの調査検討について、今後更に細かく分析し、それらをまとめた「平成29年度島根県公立高等学校入学者選抜の結果と分析」という冊子を作成し、6月に各中学校・高校へ配布する予定である。

次に、資料3の5ページをご覧ください。入学者選抜全体についての今後の予定であるが、中学校長会、高等学校校長会を通じての状況把握、各中学校、高等学校担当者からの意見聴取、中学校、高等学校教員を委員とする「平成30年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱検討委員会」において次年度入試について検討していく予定である。現在までに中学校長から聞き取った代表的な意見としては、第2志望校制度の廃止については、第1志望校のみの選抜となり、生徒・保護者にとって分かりやすくなった、志望校の最終決定までに学校・学科について熟慮する生徒が増えたというご意見をいただいた。一方で、入れる学校を選ぶ傾向が見られたとも聞いている。志願変更については、倍率を見て変更する生徒はあまり多くみられなかったということである。第2次募集については、3月にご報告したように出願はあまり多くなかった。このことについては、私立高校の入学手続きの締め切りが第2次募集の結果後になれば、出願は増えるのではないかという意見をいただいた。今後、分析、調査をすすめ、次年度の入学者選抜が更により良いものとなるよう検討していきたい。

○藤田委員 すべての教科に共通して、思考・判断し、適切に表現する力が不足しているとの結果が出ている。この力をどうやって育成していくかが今後の課題として取り上げられていくのだろうと考える。読書などを、もう少し子ども達に広げていく必要があるのではないか。自分の意思をどのように伝えるかというコミュニケーション力と表現力が、記述式の問題では必要な力であると考えます。

また、第2次募集についてであるが、県外の学校を受検し、島根県の高校の一般選抜を受検していない場合には、第2次募集に出願はできないものか。地元が東京や大阪の生徒で、本当は隠岐に行きたい気持ちを持っていたが、地元の学校の試験を受け、しかし隠岐の学校で第2次募集があったので、やっぱり隠岐に行きたいと思った際に、身元引受人がいれば受検が可能であるかという問い合わせを受けたことがある。

○柿本教育指導課上席調整監 まず、第2次募集の出願要件としては、島根県内の公立高校に合格していない者、私立の学校に入学手続きをしていない者、これが基本である。第2次募集については、各学校で検査内容を定めるが、ほとんどの学校が一般選抜の結果を用いて第2次選抜を行っている。一部、定時制では一般選抜の結果を使わない学校もあったが、全日制ではすべて一般選抜の結果を用いるという方針であっ

たため、結果的に一般選抜を受検していない者は出願できないという形となった。

○鴨木教育長 今回はそのような形で行ったということであるが、来年度以降については検討課題となる。資料3の5ページにあるように、校長会や現場の担当の教員から意見を聞きながら、来年度に向けて検討していく。先ほど藤田委員からお話しのあった、特にいわゆる島根留学型で県外から県内の高校を目指す場合に第2次募集からの受検が可能であるかという論点のご質問についても、検討課題になり得ると考える。

○常松教育指導課長 前段のご意見についてであるが、今までは何を学ぶのかということが、学習指導要領のベースになっていたが、これからは何ができるようになるのかということが大前提となる。そのできるようになるために、どんなことをどのように学ぶのかということに重点がおかれるようになる。どのように学ぶのかという部分では、主体的対話的な深い学びの視点で授業を改善することで力を付けていく。各学校においては、次期学習指導要領が改訂されることにあわせて、深い学びをどのように実現していくかということの研究し、また教育委員会としても各学校に対してどのような授業方法があるか、ただこれは生徒の実態等によっていろいろな形があると思うので、実際目の前にいる生徒を見て教員がどのような授業が力を伸ばすのかということを考えていかなければならないが、教育委員会も一緒にサポートしていきたいと考えている。

○森委員 資料には本当に行きたい学校より入れる学校を選ぶ傾向が強まったと記載があるが、子ども達が制度変更後の試験をどのようにとらえ、保護者とどのような話し合いをして受検に向かったのか等、子ども達の意見、気持ちの把握についてはどのように考えているか。手法はアンケートなどいろいろあるかと思う。

○常松教育指導課長 まず、本当に行きたい学校よりも入れる学校を選ぶ傾向が強まったという点についてであるが、これは決して安易に入れる学校を選んだということではなく、ずっと行きたい学校を目指して頑張ってきたが最後のところで、第2志望制度がなくなった初年度ということもあり、非常に慎重な出願をされたところが影響したのではないかと考えている。また、今、受検した生徒に対して直接アンケートを行うことは考えていないが、中学校の担当者、また入学後の高等学校の担当者から生徒の意見が聞き取れるケースもあるかと思う。

○森委員 私立学校を併願する生徒が増えたとのことであるが、実際に私立学校に入学した子ども達が昨年より増えたかどうかは把握しているか。

○常松教育指導課長 正確な数は把握していないが、受検者数は若干例年より多くなったと聞いている。なお、倍増したという多さではない。

○鴨木教育長 一般選抜の欠席者の中には、私立学校を受検するという生徒が一部いた。さらに一般選抜で不合格となったが第2次募集に出願しない者の中に私立学校を選択した生徒が一部いた。そのような大きな傾向は聞いている。今後具体的な人数を把握していく必要はあると考えており、資料3の5ページに記載している今後の予定

の中で、校長会、さらには各学校を通じて可能な限り状況を把握していきたい。

――原案のとおり了承

第3号 平成29年度全国学力・学習状況調査について（教育指導課）

○常松教育指導課長 報告第3号平成29年度全国学力・学習状況調査についてご報告する。

資料4ページをご覧いただきたい。昨日、小学校6年生、中学校3年生を対象に、国語、算数、数学について実施された。実施学校数は、小学校は特別支援学校小学部を含めて全校の202校、中学校は特別支援学校中等部1校で欠席があったため実施できず99校、合計301校で実施された。実際の参加児童生徒数は、まだ報告があがってきていないため資料記載の人数は見込み数である。8月下旬には文部科学省から県教委、各市町村教委、各学校へデータが送付される予定である。

――原案のとおり了承

第4号 平成29年3月県立高校卒業者の就職内定状況（3月末）について（教育指導課）

○竹下教育指導課管理監 報告第4号平成29年3月県立高校卒業者の就職内定状況（3月末）についてご報告する。

資料5ページ、表1をご覧いただきたい。卒業生数4,605名のうち、就職希望者は1,047名であり、その割合は22.7%である。そのうち就職内定者は1,039名、内定率は99.2%であり、ここ3年は99%を超える水準となっている。全国的にみても今年度は第5位であり、非常に高い内定率である。こうした背景としては、景気の動向により近年求人数が増加していることもあるが、学校の教員が生徒一人一人の進路希望が実現するよう、ハローワーク等と連携し進路指導を行っていることが大きな要因であると考えている。今年度の未内定者は8名という状況である。2月末の段階では約20名であったため、未内定者は減っているが、引き続きハローワークと連携しながら支援していきたいと考える。

次に、就職希望者の県内県外割合について、図2をご覧いただきたい。76.6%が県

内の割合である。また、就職内定者の県内割合については、図3をご覧ください。76.6%が県内の割合である。図4は、地区別の内定率の比較である。100%に近い内定率となっている。なお、内定者のうち県内に内定した生徒の地区別の割合は、東部81.4%、西部67.9%、隠岐50%である。従来から西部の県内就職割合を高めていくことが課題であったが、今年度は西部地区もかなり改善している状況である。県内の就職割合が76.6%と前年度より割合が上昇しているが、西部の県内就職割合が増えたことが要因ではないかと考えている。

○鴨木教育長 西部地区の更にエリアごとに分析したものはあるか。

○竹下教育指導課管理監 エリアごとにまとめているが、具体的にどこのエリアが上昇しているかまでは、まだ分析できていない。

○鴨木教育長 島根県全体として高校生の就職支援を行うための協議会も設けており、今週末には会議が開催される。私もその会議に出席し、引き続き県内就職の支援を様々な関係機関に依頼する予定である。その会議では、グループごとに意見交換する時間も設けてある。全体会を行った後、ハローワーク管内ごとに、ハローワーク、学校、企業代表者、雇用推進協議会など、ブロックごとに来年度に向けた対策を議論していただく予定である。

――原案のとおり了承

第5号 島根県生徒指導審議会委員の異動について（教育指導課）

○村本子ども安全支援室長 報告第5号島根県生徒指導審議会委員の異動についてご報告する。

資料6の1ページをご覧ください。このたび、委員1名の異動があった。新たに任命する委員は森敬子委員で、任期は平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間である。資料6の2ページに新旧の委員を記載している。

――原案のとおり了承

第6号 平成29年度子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰について（教育指導課・社会教育課）

○前田社会教育課長 報告第6号平成29年度子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰についてご報告する。

資料7の1ページをご覧ください。この表彰は、広く国民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深めるため、優れた取組を行っている学校などを文部科学大臣が表彰するもので、学校、図書館、団体・個人という三つの部門がある。しくみとしては、県内の市町村教育委員会から県教育委員会へ推薦のあった学校等の中から、文部科学省に推薦する学校等を、県教育委員会において選考・決定し、文部科学省において決定される、というものである。

資料7の2ページに、主な活動内容などを記載している。まず、学校部門である。今回は、全国で計134の小・中学校、高等学校、特別支援学校等が表彰され、島根県からは三つの小中学校が表彰される。1校目の松江市立法吉小学校は、担任、司書教諭、学校司書の協働体制による情報活用やスキル指導を全学年で実施するほか、各教科の単元学習において図書館を活用し、言語活動の充実を図る授業を、全学年で実施するなどして、読書習慣づくりに成果を上げている。2校目の浜田市立弥栄中学校は、全教職員が協力した読書センター機能の充実や、生徒会の専門委員会を中心とした読書活動のほか、全教科において学校図書館を積極的に活用した授業改善などによって、主体的に学ぼうとする生徒の意欲の向上にも成果を上げている。3校目の吉賀町立六日市小学校は、朝自習の時間帯の全校一斉読書、高学年児童による低学年児童や地域の園児・高齢者への読み語り、毎月1回土日を活用した親子読書など、独特の活動を、日常的に着実な取組として継続していることが評価された。

次に、図書館部門である。全国で50の図書館が表彰され、島根県は雲南市立加茂図書館が表彰される。図書館を拠点としたボランティアグループや他の図書館と連携して、年間を通じた読書普及活動を実施しているほか、図書館から遠い保育所へ出張しての読み聞かせ活動や、学校図書館とつなぐ蔵書検索システムの構築・活用など、地域の読書普及に貢献している。

最後に、団体・個人部門である。全国で計54の団体・個人が表彰され、島根県は、海士町の読み聞かせボランティア団体チェルシーが表彰される。地域や学校での読み聞かせ活動を13年以上継続して実施しているほか、人材育成の面では、養成した人材が、新たなボランティア団体を結成し、読書普及活動を実施するなど、海士町全体の読書普及に貢献している。

表彰式は、4月23日(日)、子ども読書の日に東京で行われ、五つの学校・図書館・団体すべてが出席される。また、フォーラムの中で行われる表彰学校等を代表した、学校2校、図書館1館、1団体による事例発表においては、松江市立法吉小学校がそのうちの1校として事例発表等を行う。

資料7の3ページ、7の4ページには、これまでに表彰された学校・図書館・団体などを一覧にして記載している。

○鴨木教育長 法吉小学校は、学校部門の表彰学校 134 校の代表 2 校のうちの 1 校として、表彰状を受け取り事例発表も行う。大変名誉なことであると思う。島根県が学校図書館の機能を強化しようということで、学校司書の配置に対して財政支援を行ったり、あるいは学校図書館の蔵書に対して県立図書館から寄託を行ったり、様々な取組を行い 10 年になるが、全国の代表として事例発表をできるようになったことは感慨深いものがある。

○藤田委員 過去の表彰学校を見ると、小学校が多く中学校が少ない。表現力等を育成する面などから、読書は必要なことであり、10 年続けてきた島根の活動である。子ども達は部活などで忙しいかもしれないが、中学校でも本を読むことを推し進めていただきたい。

○鴨木教育長 学習指導要領との関係でいうと、次期学習指導要領は主体的対話的で深い学びが非常にクローズアップされている。現行の学習指導要領は、言語活動と体験活動、これは非常に新鮮味をもって現場に受け止められた。その現行の学習指導要領に先立ち、島根県は学校図書館に注目し、読書活動を通じた言語活動に力を入れることを進めてきた。読んで理解し、それを最終的に発表するところまで、学校図書館活用教育として現場で進めていただこうということで実施している。ある意味でいうと、島根が先駆けて実施していたことが、学習指導要領の中心部分に反映されたということで、当時は大変喜んだものである。

――原案のとおり了承

第 7 号 平成 29 年度特別支援学校高等部において使用する教科用図書の採択結果について（特別支援教育課）

○佐藤特別支援教育課長 報告第 7 号平成 29 年度特別支援学校高等部において使用する教科用図書の採択結果についてご報告する。

資料 8 の 1 ページをご覧ください。下段囲みに記載しているように、平成 29 年度特別支援学校高等部において使用する教科用図書については、昨年 8 月に 322 点採択し、9 月 9 日の教育委員会会議で報告したところであるが、その後、学校見学や体験学習を進めていくうちに、新入生の実態がわかり、実態に即した教科用図書を新たに採択する必要性が生じた。資料 8 の 2 ページにあるように高等学校用文部科学省検定済教科書 7 点、一般図書 8 点、計 15 点について、先月教育長専決にて新たに採択したのでご報告する。

○鴨木教育長 新入生の状況等を見極めながら追加で教科書を採択したという説明が

あったが、中学校から特別支援学校高等部に進学する実態もあるということか。

○佐藤特別支援教育課長 高等部に進学する生徒については、特別支援学校中学部から進学する生徒、中学校から進学する生徒もいる。主に中学校から進学する生徒の状況について、実態がわかったということである。

○嶋木教育長 中学校から特別支援学校高等部に進学する生徒の状況把握はいつ頃から行うか。

○佐藤特別支援教育課長 中学校3年の1学期に高等部の見学会、体験を行い、8月に高等部入試の説明会を開催する。その後、9月から10月にかけて就学相談会を実施し、そこで本人の状態を確認、あるいは担任、保護者からの聞き取りを行い、実態把握を行う。その後、状況に応じて学校見学体験を追加で行う生徒もいる。

――原案のとおり了承

第8号 「島根県立学校における医療的ケア実施体制ガイドライン」の策定について（特別支援教育課）

○佐藤特別支援教育課長 報告第8号「島根県立学校における医療的ケア実施体制ガイドライン」の策定についてご報告する。

資料9ページをご覧いただきたい。医療的ケア実施体制ガイドラインについては、平成17年3月に策定したところであるが、背景に記載しているように、様々な状況の変化に対応するために、平成28年度に有識者会議を設置し、ガイドラインの見直しや、課題の検討、医療的ケアの実施体制等について検討を行い、このたび新しいガイドラインを策定した。

ガイドラインのポイントは、学校看護師を複数配置したこと、また、学校が抱える事例等に関して指導や助言を行う、ドクターなどを含めた有識者をメンバーとした「県運営協議会」を新たに設置したこと、そして人工呼吸器等の高度な医療的ケアについて新たに記述した点である。

今後は、このガイドラインに基づき、各学校の安全体制を高め、医療的ケアの必要な児童生徒の教育の充実につなげていきたいと考える。

○森委員 ガイドラインのポイント①に学校看護師の複数配置とある。資格など、学校看護師の採用はどのように行っているか。

○佐藤特別支援教育課長 資格については、病院に配置されている看護師と同等である。

○福間学校企画課長 任用については、かなり前から教員の定数を活用し、講師とし

て看護師を任用し配置している。医療的ニーズが高まっていることを受けて、今年度からは各学校に2～3名、配置しているところである。

――原案のとおり了承

第9号 平成29年3月特別支援学校高等部卒業者の進路状況について（特別支援教育課）

○佐藤特別支援教育課長 報告第9号平成29年3月特別支援学校高等部卒業者の進路状況についてご報告する。

資料10ページをご覧ください。表の一番下の段に、平成28年度の進路状況を載せている。卒業者数は178名で、うち進学は3名である。内訳は、専攻科、4年制大学、看護専門学校それぞれ1名である。職業訓練は7名である。高等技術校6名と、岡山県にある吉備高原職業リハビリセンター1名である。就職は48名で、就職率は27.0%である。島根県は毎年就職率30%前後を維持している。製造業が一番多く、続いて小売業、調理関係、あんま、清掃となっている。障害福祉サービス等は115名、64.6%で毎年60%前後で推移している。その中で就労継続A型は、雇用契約を結ぶ形態で最低賃金以上で雇用されており20名である。就労継続B型は、雇用契約を結ばない形態で43名である。就労移行支援は、2年間で一般就労を目指す形態で10名である。自立訓練、生活介護は障がい重い生徒が受けているサービスでそれぞれ3名、33名である。その他は、福祉サービス事業所以外が行っているサービスなどで6名である。入院は3名で、特別支援学校を卒業後も引き続き治療が必要な生徒である。未定は2名であるが、その後4月に入り、就職が1名決定し、現在も求職中が1名という状況である。

○広江委員 就職率が例年30%近いということであったが、全国的に見て高い割合という認識でよいか。

○佐藤特別支援教育課長 昨年度は全国で16位、一番多かった平成25年度は全国6位であったため、少し下がっている状況である。

○広江委員 就職支援を目的として、技能検定を学校で行うことがあるかと思うが、島根県の実施状況はどうか。

○佐藤特別支援教育課長 島根県でも、毎年7月にリハビリテーション協会が障がい者技能検定を実施している。各特別支援学校からは毎年希望者が参加している。

○鴨木教育長 一般就職割合が3割と、全国でも平均以上の割合となっている。しかし、生徒の状況に応じ年によって変動するため、決して一般就労率を高めることが目

的化することになってはいけない。一人一人の生徒にとって一番よい進路の選択、それは個々の障がいの状況に応じて就労B型であるかもしれず、就労A型であるかもしれず、一般就労に向かうことができるかもしれない。この点について、学校現場の感覚も含めて意見を伺いたい。

○佐藤特別支援教育課長 就職率を上げるというよりも、個々の実態に合った進路先を選択している。その進路先の一つが、一般就労であると考えている。一方、知的障がいの特別支援学校ではコース制を導入しており、職業コースは一般就労を目指すコースとして設置しているものである。そこでは、一般就労に向けて、卒業後即戦力となるような力をつけたいと考えている。

○鴨木教育長 一方で、事業主には法定雇用率以上の障がい者雇用が義務付けられている。就職に記載されている生徒は、この法定雇用率にカウントされていくことになるか。

○佐藤特別支援教育課長 就職者 48 名の生徒が全員雇用率のカウントになっているわけではない。従業員を 50 名以上雇用している民間企業には 2.0%以上の雇用が求められているが、50 名未満の事業所もあるため、そちらへの就職が多い状況である。毎年、就職セミナーというような法定雇用率未達成の企業が集まって職員を募集する機会があるが、そこで就職が決まる生徒は数名であり、学校現場の教員が日々職場開拓を行いながら生徒達が現場実習を進めて就職するケースが多い。

○藤田委員 就職後、職場になじめず退職される方もいると思うが、そういった方が相談する窓口は県内すべての地域に設けられているか。

○佐藤特別支援教育課長 まず、特別支援学校において、概ね卒業後 3 年間は追跡しアフターケアを行っている。相談機関への橋渡しも行っており、主に障がい者就業・生活支援センターへ橋渡しを行っている。この機関は圏域ごとに 1 事務所ある。

―――原案のとおり了承

第 10 号 島根県スポーツ推進審議会委員の異動について（保健体育課）

○秦健康づくり推進室長 報告第 10 号島根県スポーツ推進審議会委員の異動についてご報告する。

資料 11 の 1 ページをご覧ください。島根県スポーツ推進審議会は、条例により設置されたもので、スポーツ基本法の規定によりスポーツの推進に関する重要事項を調査審議いただいている。審議会の委員の定数は 14 名以内とされており、現在の委員は上限の 14 名である。

このたびの異動は、年度末の人事異動によるもので2名の異動があった。まず、スポーツ報道の立場から参画いただいている、山陰中央テレビジョン放送株式会社岡本隆志委員が、泉健二委員に、次に、学校体育の立場から参画いただいている島根県高等学校体育連盟長野博委員が、高橋泰幸委員にそれぞれ変更となるものである。

なお、任期は2年となっているが、新たに就任いただいた委員の任期は他の委員と同様に、平成30年11月30日までである。

――原案のとおり了承

鴨木教育長 非公開宣言

―非公開―

(議決事項)

第1号 平成30年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等について(学校企画課)

――原案のとおり議決

第2号 平成30年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について(学校企画課)

――原案のとおり議決

鴨木教育長 閉会宣言 15時45分